

よくあるご質問

Q1 同じ家で一緒に住んでいるのに、届く人と届かない人がいるのはなぜ？

A1. 令和5年7月1日（基準日）に住民基本台帳に記録されている方が配布対象です。
また、世帯ごとに発送しているため、**同じ住所でも住民票上の世帯を分離している場合は、届く日が異なることがあります。**

Q2 よしみまち地域商品券が届いたけど、いつから使えるの？

A2. よしみまち地域商品券は、**令和5年8月1日から使えます。**
使用期限は令和6年1月31日までです。
手元に届いたら、積極的にご使用ください。

Q3 よしみまち地域商品券は、どこで使えますか？

A3. 取扱登録をしていただいた店舗で使用可能です。
よしみまち地域商品券に同封される取扱登録店一覧をご確認ください。
最新情報は町ホームページをご確認ください。

Q4 よしみまち地域商品券でお酒やたばこは購入できますか？

A4.
お酒は購入できますが、「たばこ」はお買い求めできません。
「たばこ」は法律により、小売定価以外による販売が禁止されているため、購入対象に含めることができません。
他にも換金性の高いものや、店舗ごとに取り扱できない商品があります。詳しくは、各店舗にご確認ください。

Q5 何故、公共料金は取り扱えないのですか？

A5.
地方自治法では、普通公共団体の歳入は、現金、口座振替又は証券（小切手など）での納付を義務付けており、よしみまち地域商品券はこれに当たらないからです。

Q6 お釣りが出ないのは何故ですか？

A6.
お釣りの分、消費（購入等）が少なくなり、消費喚起（地域活性化）という事業の趣旨に合致しないからです。
また、お釣りを出すことで利用できる金額の一部を現金に換えることとなりますので、よしみまち地域商品券では、お釣りは出せません。